

## 沖縄県業務改善奨励金 Q&A

**①事業場内最低賃金を引き上げれば、沖縄県業務改善奨励金（県奨励金）の対象となるか。**

県奨励金は国の業務改善助成金（国助成金）の交付を受けた事業者を対象としており、国助成金の自己負担額の1/2（上限あり）を奨励金として交付いたします。

**②令和6年度に国助成金の交付を受けたが、沖縄県業務改善奨励金の対象となるか。**

今回の県奨励金は、令和7年4月14日以降に沖縄労働局に業務改善助成金を交付申請し、県奨励金の申請期限（令和8年7月31日）までに国助成金の確定通知を受けた事業者を対象としております。

**③令和7年10月に国助成金の交付決定を受けたが、県奨励金を申請してもよいか。**

県への提出書類として、「国助成金の交付額確定及び支給決定通知書」や「国助成金実績報告書」等の写しが必要となります。

**④県奨励金の締切までに書類が揃わないので、申請書だけ先に提出してもよいか。**

提出書類が全て揃っていないと、受理できません。

**⑤やむを得ない理由により、国助成金の事業完了を1月31日（当初の事業完了期限）から3月31日に延期した。県奨励金を申請してもよいか。**

「国助成金の交付額確定及び支給決定通知書」を受けた事業者であれば、県奨励金の対象となります。

**⑥国助成金を労働局に提出後、国庫補助金精算書の修正があり、確定通知の金額と不一致となっているがどうしたらよいか。**

国庫補助金精算書などの添付書類について、国提出後に内容が修正となった場合は、別紙（任意様式）により、修正箇所を記載し、県奨励金申請時に併せて提出頂くようお願いいたします。確定通知や添付書類の金額等で整合性がとれない場合、書類を受理することはできません。

別紙記載例：国庫補助金精算書の「対象外経費支出済額」に、対象外経費が含まれていたことによる減額修正。

（対象経費：120万円→100万円、交付決定額：96万円→80万円）等

**⑦国助成金の書類については、労働局へ提出しており、修正後の資料も国が保管しているので、県から書類を取り寄せてもらえないか。**

国助成金の労働局への提出書類については、個人情報となるため、県から資料を取り寄せることはできません。

書類がお手元にはない場合は、労働局に情報開示請求を行ってください。

**⑧県奨励金の書類の書き方がわからない。**

「申請書記載例」、「リーフレット」「申請書チェック項目」等をご確認の上、不明な点があれば、担当窓口までお問合せください。

**⑨不備があった際は、どのような対応となるのか。**

電子申請で申請を行った方につきましては、電子申請を通して修正及び差し替え等の依頼を行います。

郵送・持参で申請を行った方につきましては、電話にてご連絡いたしますので、産業政策課へ郵送又は持参にて、様式等の提出をお願いします。

※不備があった際は、差し替え作業等により、審査が長引くこととなるため、チェックリストを必ず使用して、不備がないよう申請をお願いします。